

見晴台自治会ホームページ運営要領

（目的）

第1条 この要領は、見晴台自治会（以下「自治会」という。）の会員が利用する広報手段のひとつである見晴台自治会ホームページ（以下「ホームページ」という。）の運営ならびに管理に関して必要な事項を定め、会員の生活に必要な情報共有や会員相互の交流促進などに資することを目的とする。

（ホームページの所在等）

第2条 ドメイン名とサーバーは、次のとおりとする。

ドメイン名 <http://miharashidai.net/>

サーバー 費用・信頼性等を考慮して、適当なレンタルサーバーを利用する。

（利用者の範囲）

第3条 ホームページに掲載することができる人・団体の範囲は、次のとおりとする。ただし、自治会長が不適切と判断した人・団体は掲載できない。

- （1）自治会役員
- （2）自治会と協力関係にある行政機関
- （3）見晴台自治会関係支援団体規則に示される関係団体
- （4）その他、自治会長が必要と認めた人・団体

（ホームページの管理）

第4条 ホームページの運営・管理を担当する役員（以下「HP担当役員」という。）は、事務局長若しくは役員相互により選任する。HP担当役員は、ホームページの運営・管理に係る日常的な業務を、事務局に委託することができる。また、大規模な改変や専門的な作業が必要な場合は、専門業者に委託することができる。

（HP担当役員の任務）

第5条 HP担当役員は次の業務を行う。

- （1）ホームページの維持改善
- （2）ホームページの記事等の内容（以下「コンテンツ」という）の掲載
- （3）ホームページの構成変更
- （4）ホームページの運営・管理担当者（事務局等）の管理

（ホームページ運営委員会）

第6条 ホームページの運営・管理に関して協議を必要とする事項があるときは、四役会議若しくは役員会議で決定する。また、必要に応じてホームページ運営委員会を構成し、協議することができる。

- 2 ホームページ運営委員会は、HP担当役員が指名する関係者（以下「関係者」という。）で構成し、HP担当役員が必要に応じて召集する。

(コンテンツの掲載基準)

第7条 ホームページのコンテンツは、第1条の目的に沿ったものであるとともに、自治会として品位を保ち、公序良俗に反しないこと、また、守秘義務や個人情報保護などコンプライアンスに反するものであってはならない。

2 ホームページの構成は別表のとおりとし、構成の変更は役員会議で決定する。

(掲載承認)

第8条 コンテンツを掲載しようとする者は、別紙に定める様式により必要事項を記入し、事務局に送付し、HP担当役員の承認を受けるものとする。

2 コンテンツに虚偽の記載があった場合、コンテンツを作成したときと内容や組織体制に大幅な変更が生じ誤解を与える場合、掲載を継続することが自治会に不利益をもたらす恐れがある場合は、会長または副会長の判断で削除することができる。ただし、すみやかに役員会議に報告する。

(リンク)

第9条 当ホームページから他のホームページにリンクを設定することができる。この場合の設定方針は次のとおりとする。

(1) 静岡県、三島市、三島警察署等の政府機関、佐野小学校、北上中学校

(2) その他、自治会が認めたもの

(3) 基本的に、他のホームページから当ホームページへのリンクは設定しない。

(4) リンクしたホームページの運用に伴い発生した損害等についての責任は、当該ホームページを管理する団体等に帰属する。

(広告の掲載)

第10条 このホームページに、近隣の事業者や個人経営者等から要望があった場合、役員会議の承認を得て、有料で広告を掲載することができる。その場合、広告代金は雑収入として処理し、主にホームページの運営に充当する。

(委任)

第11条 この要領の実施に関し、必要な事項はHP担当役員が定める。

附則

施行期日

1 この要領は、平成30年3月1日から施行する。

ホームページのコンテンツの基準

番号	コンテンツ	備考
1	見晴台の紹介	
2	自治会の紹介	
3	総会資料	会計報告、予算案、自治会役員（案）等の個人情報 は除く
4	自治会年間活動予定	
5	自治会館利用予約状況	
6	防災関係事項	
7	交通・防犯関係事項	
8	ごみ処理等関係事項	
9	要支援・要配慮者関係事項	
10	関係団体活動等	ひまわり会、子供会、体育振興会、シャギリ会
11	回覧等で必要な事項	
12	その他	路線バス（見晴台線）時刻表等